

「今後の土壌汚染対策の在り方について（案）」に対する意見募集
（パブリックコメント）の実施結果の概要について

1. 意見の募集期間

平成20年11月14日（金）～12月13日（土）

2. 意見の提出状況

意見の提出者数：117団体・個人（電子メール110件、FAX5件、郵送2件）

意見の件数：607件

提出者の属性：

1	民間企業	43
2	業界団体	11
3	地方公共団体	16
4	個人	40
5	その他	7
合計		117

（注）記載されていた所属をもとに分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かどうかについては不明である。

3. 項目別でみた意見の件数

項目	件数	割合
第1 はじめに	0	0.0%
第2 現状と課題	2	0.3%
第3 今後の土壌汚染対策の在り方について	506	83.4%
1 調査の契機について	195	32.1%
（1）自主的な調査について	106	17.5%
（2）一定規模以上の土地の形質変更について	80	13.2%
（3）法第3条第1項ただし書に基づき調査が猶予されている土地	9	1.5%
2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について	147	24.2%
（1）区域の分類化と必要な対策の明確化	76	12.5%
（2）土壌汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認	10	1.6%
（3）土壌汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用	19	3.1%
（4）申立てにより土壌汚染があると見なす区域（特例区域の指定）	42	6.9%
3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について	66	10.9%
（1）汚染土壌を搬出することの位置付け	24	4.0%
（2）汚染土壌の適正な処理の義務付け	37	6.1%
（3）汚染土壌が不適正に処理された場合の措置	5	0.8%
4 その他	98	16.1%
（1）調査の信頼性を確保するための方策（指定調査機関）	30	4.9%
（2）土壌汚染のリスクや法の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進	32	5.3%
（3）対策の促進・支援等	36	5.9%
○ その他全体に関わる内容	54	8.9%
小計	562	92.6%
○ その他の意見	45	7.4%
合計	607	100.0%

4. 意見の分類（同様の趣旨である意見を分類し、内容を要約）とその件数

意見の分類	件数
第1 はじめに	0
第2 現状と課題	2
第3 今後の土壌汚染対策の在り方について	506
1 調査の契機について	195
（1）自主的な調査について	106
調査結果の報告の範囲、その取扱い等基準を明確にすべき	42
調査結果の報告は自主調査を阻害する、義務付けるべきではない	18
調査結果は汚染がない場合も報告を義務付け、情報を公開すべき	8
調査結果から指定区域にすることは反対	7
自主的な調査を阻害しないようインセンティブなどの配慮が必要	7
調査結果の報告の際の自治体による周辺調査（飲用井戸など）を制度化すべき	7
調査結果の報告の義務付けに賛成	2
その他	15
（2）一定規模以上の土地の形質変更について	80
形質変更の面積の基準、履歴等調査及び土壌汚染調査の内容を明確にすべき	57
汚染土壌を攪拌せず、かつ帯水層を破壊しない工法であり、汚染土壌の搬出がない場合は、調査を免除すべき	6
条例などで既の実施されているから、法による調査を実施する必要はない	3
公共工事の扱いを明確にすべき	3
その他	11
（3）法第3条第1項ただし書に基づき調査が猶予されている土地	9
調査猶予地における形質変更時調査の必要性の判断基準を明確にすべき	7
猶予時の情報を公示し、継承すべき	2
2 サイトごとの汚染状況に応じた合理的な対策の促進方策について	147
（1）区域の分類化と必要な対策の明確化	76
区域の分類の合理的な判断基準を明確にしてほしい	21
必要な対策の基準を明確化すべき	16
指定基準が厳しすぎる	8
区域の分類には土地利用用途、地下水飲用など様々な観点からの検討が必要	11
区域の分類に賛成	3
その他	17
（2）土壌汚染対策の結果に対する地方公共団体の確認	10
自治体の「確認」行為の方法、内容を明確にすべき	9
条例にみられるように対策計画を提出させるべき	1
（3）土壌汚染に関する調査結果や対策内容に関する情報の活用	19
調査結果の的確な保管・継承が必要	13
指定区域が解除された土地の情報も引き続き公開すべき	3
その他	3
（4）申立てにより土壌汚染があると見なす区域（特例区域の指定）	42
特例区域の指定に関する判断基準を明確にすべき	16
自然由来や海面埋立地だけでなく、健康被害が生じるおそれがない土地であれば特例区域として指定すべき	10

意見の分類	件数
自然的原因と人為的要因を区別して取り扱うべき	4
土地所有者等の申請により指定することについては要検討	7
特例区域制度を設けるべき	1
その他	4
3 搬出汚染土壌の適正処理を担保するための制度の充実について	66
(1) 汚染土壌を搬出することの位置付け	24
掘削除去は必要なものであり、対策方法の一つとして妥当であることを明確に位置付けるべき	21
汚染土壌の搬出は原則として禁止すべき	2
搬出汚染土壌の再生利用を促進すべき	1
(2) 汚染土壌の適正な処理の義務付け	37
指定区域の増加が予想されることから、認定施設数を増やすための施策が必要	14
指定区域外の搬出汚染土壌の処理、汚染土壌浄化施設の認定を法制化すべき	12
その他の意見	11
(3) 汚染土壌が不適正に処理された場合の措置	5
汚染土壌の不適正処理には罰則を設けるべき	4
その他	1
4 その他	98
(1) 調査の信頼性を確保するための方策（指定調査機関）	30
指定調査機関の資格制度には既存の資格を活用すべき	11
調査の信頼性を確保するために、技術的能力の確保、管理体制の整備を図るべき	10
その他	9
(2) 土壌汚染のリスクや法の考え方に対する国民の理解とリスクコミュニケーションの促進	32
国民の土壌汚染に関する理解の普及啓発を図るべき	20
リスクコミュニケーションの充実を図るための仕組みや施策の充実を図るべき	12
(3) 対策の促進・支援等	36
土壌汚染対策基金の適用対象の拡大、円滑な運用を図るべき	13
低コストな調査・対策技術の開発、簡易分析技術の導入の促進を図るべき	10
操業中の調査・対策、中小企業に対する支援を行うべき	10
その他	3
○ その他全体に関わる内容	54
自然的原因による汚染土壌は法の対象外とすべき	14
自然的原因による汚染土壌の取扱いを明確にすべき	22
自治体職員の調査・対策手法に関する技術的能力の向上を図るべき	8
その他	10
○ その他の意見	45